

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成24年
4月10日
(火曜日)

目次

告示
道路の位置の指定(建築指導課)……………

公告
県営川東西地区経営体育成基盤整備事業計画書の縦覧(農村整備課)……………
県営上笹原地区ため池等整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課)……………
県営山無地区ため池等整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課)……………

雑報
県報の正誤(平成二十四年三月三十一日山口県条例第二十九号)……………



山口県告示第百六十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十四年四月十日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地 下松市大字末武中字下和田二二九三の	幅員 (メートル) 四・一	延長 (メートル) 四〇・六	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル) 二二八・〇〇
-----------------------------	---------------------	----------------------	-------------------------------------

下松市南花岡六丁目一七四一の七、一七四一の八、一七四一の九、一七四一の四、一七四三の二及び一七四一の七地先

四・〇

八九・九

三四〇・九五



(一一三) 県営川東西地区経営体育成基盤整備事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営川東西地区経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月十日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

県営川東西地区経営体育成基盤整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十四年四月十一日から同年五月一日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一一四) 県営上笹原地区ため池等整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営上笹原地区ため池等整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月十日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

県営上笹原地区ため池等整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十四年四月十一日から同年五月一日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一一五) 県営山無地区ため池等整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、
県営山無地区ため池等整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用す
る同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月十日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営山無地区ため池等整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十四年四月十一日から同年五月一日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課



正 誤

平成二十四年三月三十一日山口県条例第二十九号(山口県税賦課徴収条例の一部を改
正する条例)

ページ	行	誤	正
七		平成二十四年法律第...号	平成二十四年法律第十七号

平成二十四年四月十日印刷
平成二十四年四月十日発行

発行所

山口県知事